

認知症になっても安心して暮らせる社会へ ～9月は「世界アルツハイマー月間」です～

日本では、65歳以上の4人に1人が認知症、またはその恐れがあるといわれています。誰もがかかる可能性のある認知症ですが、早期に発見し治療や支援を受けることで、症状を軽くしたり進行を遅らせたりすることができます。また、認知症についての理解が地域に広がることで、住みやすいまちになります。  
 高梁市地域包括支援センター(介護保険課) ☎(21) 0300

このようなことはありませんか？ 認知症の気になる症状

- 同じことを何度も言ったり聞いたりする
- 身だしなみ、入浴などを面倒くさがってしなくなった
- 置き忘れやしまい忘れが多くなった
- 食事の準備ができなくなった
- 知っているものの名前が思い出せなくなった
- 趣味に関心を示さなくなった
- 季節に合わない服装をしている
- ささいなことで怒りっぽくなった



「これは認知症の始まりでは？」と周囲の人が感じたときには、症状が進んでいることが少なくありません。「前とちょっと違う」などと様子が気になったときは、かかりつけ医に相談しましょう。

認知症の早期発見や早期支援、また、認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けられるようにするためにしている事業を紹介いたします。詳しくは高梁市地域包括支援センターへお気軽にお問い合わせください。

**認知症サポーターの養成** 認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域での見守りなどを担う認知症サポーターになってみませんか。5人以上の申し込みで出前講座をしています。

**認知症カフェ** 認知症の人やその家族、地域、医療やケアの専門職などが集まり、なごやかな雰囲気の中で情報交換できる認知症カフェです。お気軽にご参加ください。

**認知症初期集中支援チームの派遣** 認知症でお困りの世帯へ認知症支援の専門職チームが訪問し、助言や支援をしています。

**認知症高齢者の見守り** 徘徊の心配がある高齢者の見守りや行方不明時の早期発見など、家族介護者の負担軽減を目的とした事業です。慣れた道で迷うなどの事象がある場合はご相談ください。

**家族介護者の会「つくし会」** 在宅での介護方法の習得とともに、日頃感じている負担や思いなどを話し合い共有することでリフレッシュしています。随時会員を募集しています。



認知症サポーターキャラバンは、全国で認知症サポーターを養成する事業です。



認知症サポーター養成講座受講者に配布されるオレンジリング

健康・福祉  
たかはし福祉フォーラム  
2019

子どもたちをはじめとする市民の皆さんに市内の障がい者のことや障がい福祉サービス事業所の活動などを紹介し、障がいに対する正しい理解を深めるとともに、人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向けたイベントです。

**日時** 9月21日(土)午前9時～正午  
**場所** 高梁小学校グラウンド  
**内容** ○ 絵画コンクール表彰式 ○ ステージイベント(障がい福祉サービス事業所の紹介や高校生による発表など) ○ 関係機関の出店・展示ほか

高梁市自立支援協議会(たかはし障害者支援センター) ☎(22) 7103 / たかはし障害者総合相談センター ☎(22) 9800 / 福祉課 ☎(21) 0284



子育て

子どもの人権110番

いじめや体罰、不登校、虐待など、子どもの人権問題について相談を受け付けます。

**期間** 8月29日(木)～9月4日(水)

**時間** 月～金曜日午前8時30分～午後7時 / 土・日曜日午前10時～午後5時

**電話番号** 0120・007・110(通話料無料)  
 岡山地方方法務局高梁支局 ☎(22) 2318

全国一斉養育費相談会

岡山県青年司法書士協議会と岡山県司法書士会は1人でも多くの子どもを貧困から守るため、養育費に関する電話相談会を行います。

相談は無料で、秘密は厳守します。  
**日時** 9月7日(土)午前10時～午後4時

**電話番号** 0120・567・301(通話料無料)  
 岡山山見史さん(司法書士) ☎(22) 7906

手をつなぐ育成会会員募集

手をつなぐ育成会は、障がいのある子どもたちへの支援と特別支援教育の充実を目的に活動しています。1口300円の会費をもとに子どもたちへの助成をはじめ各種事業を実施しています。会員募集にご協力ください。

高梁市手をつなぐ育成会事務局(学校教育課) ☎(21) 1509 / 各小学校

障がい児・子どものための手当を支給します

次に該当する子どもの保護者には、各種手当・年金が支給されます ☎こども未来課 ☎(21) 0288

手当名	受給対象者	支給額(月額)
児童手当	中学校修了前の子どもの保護者	3歳未満 15,000円 / 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降 15,000円) / 中学生 10,000円 ※保護者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として子ども1人につき一律 5,000円
児童扶養手当	父子・母子家庭などで18歳に達する年度末までの子ども(政令で定める障がいがある場合は20歳未満)の保護者	10,120円～42,910円(所得状況などによる)

※児童手当の受給者は毎年6月中に現況届を提出する必要があります。  
 ※児童扶養手当の受給者は毎年8月中に現況届を提出する必要があります。

年金名	受給対象者	年金額(年額)
遺児年金	次に該当する中学生以下の子どもの保護者 ①両親を亡くした子ども ②両親の一方を亡くした子ども	子ども1人につき ① 36,800円 ② 24,300円

次に該当する在宅の重度障がい児(者)には各種手当・年金が支給されます ☎福祉課 ☎(21) 0284

手当名	受給対象者	支給額(月額)
特別児童扶養手当	20歳未満で、精神、知的、または身体に重度あるいは中程度の障がいがある人の生活の面倒を見ている人	1級 52,200円 2級 34,770円
障害児福祉手当	20歳未満で、精神、知的、または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の人	14,790円
特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障がい重複するなど、日常生活において常時特別な介護が必要な在宅の重度障がい者	27,200円

※各種手当の受給者は9月11日(水)までに所得状況届を提出する必要があります。

年金名	対象児童	年金額(年額)
心身障害児童年金	20歳未満で次のいずれかに該当する人の保護者 ※障害児福祉手当を受給中の場合は対象外	① 73,500円 ② 36,800円
	①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級もしくは精神保健福祉手帳1級を交付されている人、または特別児童扶養手当1級の認定を受けた人 ②身体障害者手帳3級、療育手帳B級(中度)もしくは精神保健福祉手帳2級を交付されている人、または特別児童扶養手当2級の認定を受けた人	